

# 南方踏破の先覺眞如法親王の御事蹟考

大正大學長 加藤 精神

眞如法親王即ち高岳親王に就いては皆様もよく御存知のことと存せられるが、今日衆議院で請願等あり色々論議の的となつてゐる上に眞言宗とは最も御關係の深い御方であるから是非私に話す様にと加藤博士の御依頼があつたので、貴重なる時間を頂戴して御話申上げようと思ふ。

初に高岳親王の御一代を簡単に申上げ、次いで御出家の年代、渡天の事等々を前に史學雜誌に二回にわたつて發表された杉本直治郎君の論文に基いて御話申上げる。

高岳親王は平城天皇の第三皇子に在し、大同四年平城天皇御位を嵯峨天皇に譲り給ふに當り、皇太子とならせられたのであるが、其の翌年藥子の亂に依り、廢太子となつたのである。それ以來どういふ生活を送られたかは不明に屬するが、親王は其の後御子御三人をもたれて出家なされた。この御出家には異説紛々である。

正史の上では弘仁十三年正月七日には四品に敘されてゐるので、其の當時までは出家はされてゐなかつたのではないかといはれるのである。かくて弘法大師の御弟子として先づ東寺に於いて受戒せられ、佛教を色々な方面から研究せられ、遂に密教最高の傳道大阿闍梨位を獲得せられて、弘法大師十大弟子の一人となられた、がその學の方面に於いても内外に通ぜざる無く、又繪畫にも特に巧であらせられ、大師の入寂前に肖像を御寫し遊ばされ、現在高野山御影堂に藏

置せらるゝのは有名な事である。

承和二年正月に平城舊宮の地五十五町餘といふものを朝廷から賜はり、渡天の後も御料を戴くのは心苦しいと申され、てゐた所から拜しても、日常生活には餘り御不自由ではあらなかつた様である。

親王の御生涯で最も華やかな時代といへば、それは、かの齊衡二年の「修理東大寺大佛司檢校」とならせられた時のことである。東大寺の大佛は天平勝寶年間に弘く志ある者に寄附、奉加をさせて遂に成し遂げたのであるが、この時の御修理にも親王は廣く一般に功德を募らしたのであつて、その弘大な御召を拜察出来るのである。即ち『文德實錄』に、「而今件大佛。已爲大破、修理所須、殆及新造、案佛所說、莊嚴佛事。修理舊物。所得功德、勝於新造。而獨用官物以充給。恐乖弘濟之本願。望請命天下人、不論一文錢一合米。隨力多少。以得加進」とあり、又

「一切神祇、不望功德勝利者蓋寡矣。故先皇始自八幡大神、以爲善知識、賴其冥助、果彼大願、若諸神祇、望預件功德者、命所司、隨其所願、辨造料物。然則先皇大願、始終不違、人神福利。古今如一。勅許之。於是命郡國以米及輕賣等、遣使運送。」

とあつて弘大なる親王の御召であつたのである。この修理には七ヶ年の日月を費して完成し、貞觀三年に供養を行つてゐられる。即ち三代實錄貞觀三年三月十四日の條に、

「於東大寺。設無遮大會供養毗盧舍那大佛。勅三品治部卿賀陽親王。三品中務卿諱光孝親王。四品彈正尹本康親王、……凡其莊嚴之儀、不可勝載。殿廊之柱衣以錦繡。壇場之上敷其朱紫。懸七寶樹。遶我庭際。藻飭幡蓋。排此香花。極功盡麗。奪人目精。歷覽梵宇。處々莊飭。觀者不能厭而拋過……」

とあり、この時に諸役を務めた僧侶一千餘人といふのを以てしても其の儀の莊大を思はせるものがある。

今日から見ると、佛像を作る事は國家的事業とは見えないが、其れが當時に於いては大事業の一つであつたのである。かゝる大事業完成の後に佛教研究を深く致さんとして勅許を得、山陽道、山陰道、南海道、西海道を廻國したけれども遂に満足する能はず、更に支那へ渡航せんとの願書を貞觀三年二月二十九日に上り、勅許あつて七月十三日難波津を發せられ、八日太宰府鴻臚館に着し、九月に壹岐に向はせられ、ついで肥前柏島に遷られ、十月に支那商人に船を造らしめ、貞觀四年五月に船が出來たので、七月中旬に大勢の從者を連れ、六十人が支那へ渡られたのである。それが八月に速値嘉島に至り、同六年五月二十一日に支那の長安へ行かれたのであつた。

支那に於ては親王は眞言宗を中心に佛教以外にも心を用ゐられたのであつて、道詮禪師に宛てた御書翰の中に、漢家諸徳多乏論學、歷門有<sub>レ</sub>意、無<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>吾師<sub>一</sub>、至<sub>ニ</sub>于眞言<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>足<sub>ニ</sub>共言<sub>一</sub>焉。

とある。普通の入道とは異り學問の方からも佛教を研究せられたのである。支那に於ては當時圓載といふ人が日本から留學してゐて、色々と親王の爲に御便宜を計り、皇帝の御好意で優秀なる支那の僧侶を世話して呉れたのであるが、親王の御質問には十分に其等僧侶さへも御答へ出來なかつた爲に、愈々竺土へ渡る御決心をなされ、再び勅許を得られたのである。

貞觀七年正月二十七日に安展、圓覺、秋丸等僅かの從者を連れて行かれる事になつて、廣州から南方へ海路をおとりになつた。爾來親王の御消息は否として傳はらなかつたが、十六年の後、陽成天皇元慶五年當時の唐留學僧中瑾の申狀に依つて始めて親王の御行方が分つたのである。即ち三代實錄卷四十に

今得<sub>二</sub>在唐僧中確申狀<sub>一</sub>偈。親王先過<sub>二</sub>震旦<sub>一</sub>。欲<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>流沙<sub>一</sub>。風聞到<sub>二</sub>羅越國<sub>一</sub>。逆旅遷化者、雖<sub>二</sub>菟背之日不<sub>レ</sub>記。而窺聞之來可<sub>レ</sub>知焉。

とあるのによつて羅越國に於いて菟背られたことが明かとなつた。その原因は虎に喰はれたといひ、又その虎も一匹でなく十匹であつた等と色々な傳説を生んでゐる。それらの事は別として、一體羅越國はどこに當るのであらうかと調べて見ると、或者は佛印のラオスではないかとも云つてゐるが、一千年前にはさうした國は史上にないので、ラオスでないこと云ふことは確實である。

桑原博士は曩に陥落した(マレー半島の南端)シンガポール附近であると説かれた。一行が船で行かれた點から觀ても、この説は確實性をもつてをり、今日定説となつてゐる。

かく支那から印度へ佛教研究の爲に赴かれた親王には、一面に故郷のことは忘れることの出来ないもの一つであつた。それを知るのに唐の青龍寺に留めた一文がある。

「身雖<sub>レ</sub>教<sub>二</sub>長海之西浪<sub>一</sub>、魂定歸<sub>二</sub>古鄉之本朝<sub>一</sub>」

とあつて外典研究の旅も單なる旅ではなく、日本、祖國日本を守る爲のものであり、それを忘れては何の役にも立たぬといふ御心を拜察出来るのである。次の倭論語の一節によつても愈々其感を深めるものがある。

### 倭 論 語

「見<sub>二</sub>異朝之法<sub>一</sub>、而善守<sub>二</sub>神州之道<sub>一</sub>者、是國寶也」

親王の御弟子には、壹演、由連、恒寂法親王があり、又御著書も色々あるが、現存するのは二部であつて、豫祇經疏一

卷、胎藏次第一卷がそれである。その他に寺も御創立になつて眞如院、また遍明院といふのがある。

在原朝臣といふのも眞如法親王に初まるのであつて、かの業平とは従兄弟にあたるのである。

親王の羅越國に於いて遷化せられた御年齢に就いては諸説あつて一定してゐないのであるが、先づ辻博士は「海外外交史話」に印度に渡らんとして羅越國での薨去は八十歳であると決定してをられる。併しこの著書は國民の海外進出の氣象を鼓舞せんとして書かれたものらしく、それ故に博士も嚴密に歴史的に考察して決定せられたのではないらしいので判然としないのである。大同四年の立太子のときを假りに二十歳とするならば、貞觀八年は五十餘年後であるから八十歳である。親王は平城天皇の第三皇子であつて平城天皇が三十六歳に在したのであるから十六歳の時に三人の皇子があることとなるが、これはどう考へても無理な事であつて賛同出来ない。

次に又七十歳前後といふ説がある。即ち杉本直治郎君は六十七歳説を立てゝゐる。此の説は貞觀三年の上表文を引用して、其の中に「眞如出家以降四十餘年」とあるのを以て、餘の字は概算數の餘であつて餘り嚴格なものでないとし、又、當時の朝廷の實録に基づき『日本後紀』を抄録した、『類聚國史』及び『日本紀略』には、嵯峨天皇弘仁十三年正月七日に親王が四品に敍せられ給ひ、其の後『三代實錄』の、清和天皇貞觀十五年十一月十四日、陽成天皇元慶三年閏十月三日、同四年五月二十八日、同五年十月三日の諸條に、親王が無品と見える事や、『三代實錄』元慶五年十月十三日の條の詔の中に、親王に關して、「早出塵區」の句あること。又『高野大師御廣傳』及び『弘法大師行化記』に見える弘仁十三年平城上皇の御受戒御入壇御灌頂のあつたこと、及び後者に見える「四衆同受之」といふことのあつたこと。又第一史料とも云はるべき「東寺文書」承和三年五月五日附、唐の青龍寺義明に宛てたる實慧等の書狀に、「先太上皇舉

宮灌頂。即其第三皇子卓岳出家人道」と見えること等に依つて、親王の御出家の年代を弘仁十三年二月十一日直後といふ従來の弘仁十三年説を肯定するにあるが、杉本氏獨自のものとして別に御子の御年齢を次の如く考察してゐる。即ち曩に記した通り、御出家前、少くとも既に三人の御子がゐ給うたとすれば、御出家の時は、少くとも三人の御子の御父君たるにふさはしい御年齢でましまさねばならないとし、親王第一の御子善淵の貞觀四年十二月廿五日の條の奏上文を引用してゐる。即ち

「善淵、自<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>童<sub>レ</sub>亂<sub>レ</sub>之年、平城天皇別賜<sub>レ</sub>息隱、荷<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>德、猶<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>灰<sub>レ</sub>身、自<sub>レ</sub>宮<sub>レ</sub>車<sub>レ</sub>晏<sub>レ</sub>駕。常念、結<sub>レ</sub>精<sub>レ</sub>慮<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>陵<sub>レ</sub>次。以<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>念佛之地、聊且所<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>白業、即便奉<sub>レ</sub>資<sub>レ</sub>御靈。丘山之恩。以<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>萬一、假使世累未<sub>レ</sub>免者、以<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>意<sub>レ</sub>一僧、代<sub>レ</sub>身<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>住持。至于歸老之時、將<sub>レ</sub>果<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>願、而年<sub>レ</sub>髮<sub>レ</sub>漸<sub>レ</sub>衰、……」

とあつてその中に「童亂之年」といふのを、後漢の許慎の「說文解字」に「男八月生<sub>レ</sub>齒、八歲而亂、女子七月生<sub>レ</sub>齒、七歲而亂」とあるよりして、平城天皇の崩御になつた天長元年には、善淵は、少くとも八歳を下つてゐないと論ぜられてゐる。されば、右の奏上をされた貞觀四年には、四十六歳であられることとなり、文中に「歸老之時」といひ、「年髮漸衰」とある所以が大體に於いてうなづかれる。そこで假りに弘仁八年には、親王の御齡が十九歳であつたとすると、弘仁十三年、御出家の際の御年齢は、廿四齡となるのであり、第二、及び第三の御子たちの生年は、これを推知すべき手懸かりもないが、弘仁八年、御歳十九歳で第一の御子善淵を儲けさせ給うたとせば、一年を置いて弘仁十二年、御歳廿三で第三番目に女の御子を得させ給ひ、かくて翌弘仁十三年、御歳二十四で御出家になり給うたと考へられると推察して、その上に従來利用されない新たな史料として、奈良東大寺圖書館所藏の『和漢春秋曆』（卷下）平城 丙 大同元

「年」の條に附載せる一節を引用した。即ち、「高岡御出家、眞如親王申。弘法之弟子也。渡天間、於羅（羅）越國爲虎被害。御歳廿四」とあるのが、それである。

然し「眞如親王申」以下「爲虎被害」までの廿二字は、判り易くは、括弧の内に收めるか、或は丁度十一字宛二行に割つて挿入する形を取つて、註釋の如く解すべきで、最初の「高岡御出家」は直に「御歳廿四」に繋げて讀む外ないのである。従つて偶然にも新しい史料が先に考察した廿四歳の出家説に合致するので、愈々其の確實性を増し得たのであるが、私の考へをここに申すならば、第一の御子善淵は弘仁七年の生れであり、『三代實錄』貞觀十七年二月二日の條に判然と卒時年六十と正史に載つてゐるのであり、『説文解字』を引用するまでもなく判然としてゐることである。この大事なことを杉本氏は見落してゐたのである。又、「高岡御出家、眞如親王申、……御歳二十四」とあるのも、親王の御出家が弘仁十三年であることは、實慧の手紙から左様に云はれてゐるが四十餘年であるから弘仁十二年であらう。私は御出家は弘仁十二年に相違ないと思ふ。第一に弘仁十三年に四品に叙せられてゐるからして、どこまでも、四品であるべきのが無品である所を見ると弘仁十二年に御出家になつたと考へられる。それは弘仁十三年に四品に叙せられたが既に出家せられて居て、出家に位階は不用であるので御返しになられたのであらうと思ふ。さうすると四十餘年といふのも四十一歳であらせられるのである。

實慧の手紙は單なる報告文であつて歴史的確實性は薄らぐのであつて問題にならない。出家と得度とは全く違ふのである。これらの諸點から推して羅越國で御遷化になつた貞觀七年には御年齢七十歳前後と見るべきであらう。